

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</p> <p>(平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第19条 特定専門業務職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定専門業務職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</p> <p>4 第1項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条 特定職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、大学が特に必要と</p>	<p>(契約期間)</p> <p>第19条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。）第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</u></p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</p> <p>5 第1項、第3項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条</p> <p>2</p> <p>(同 左)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、研究開発力強化法第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</u></p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又は最先端プログラムにより雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>5 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</p> <p>5 第1項、第3項又は前項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 (中略) (契約期間)</p> <p>第27条 特定研究員の契約期間は、<u>5年(プログラム、プロジェクト等により雇用される場合にあっては、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間。以下この項において同じ。)</u>以内とし、<u>通算5年</u>の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、プログラム、プロジェクト等により雇用される特定研究員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とし、当該期間を限度として、これを更新することができる。</p> <p>3 第1項の規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成16年達示第72号)</p> <p>(前略) (契約期間及び更新)</p> <p>第4条 有期雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、有期雇用教職員として雇用される期間が、通算5年を超えないものとする。</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4 契約期間の満了後において当該契約期間を更新することがある場合には、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。</p> <p>5 別表第1、別表第2及び別表第3の雇用年齢上限欄に定める年齢(大学が特に認めた場合に定める年齢を含む。)に達した有期雇用教職員の契約の更新は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日までに限り行い、翌事業年度以降は、契約を更新しない。</p>	<p>6 第1項又は第3項から前項までの規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。 (契約期間)</p> <p>第27条 特定研究員の契約期間は、<u>10年以内とし、通算10年</u>の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 }</p> <p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 有期雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、有期雇用教職員として雇用される期間が、<u>通算5年(研究員については10年)</u>を超えないものとする。</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則</p> <p>(平成16年達示第73号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 時間雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、通算5年を超えないものとする。</p> <p>3 前項のただし書の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4 契約期間の満了後において当該労働契約を更新することがある場合には、当該労働契約の締結時に更新の可能性及び判断基準を通知するものとする。</p> <p>5 別表第1、別表第2及び別表第3の雇用年齢上限欄に定める年齢(大学が特に認めた場合に定める年齢を含む。)に達した時間雇用教職員の契約の更新は、当該年齢に達する日の属する事業年度の末日までに限り行い、翌事業年度以降は、契約を更新しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 時間雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、通算5年(研究員については10年)を超えないものとする。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同 左)</p> <p>附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>